

ストップ！墜落死亡災害

～建設業における墜落死亡災害を防止するために～

平成23年の墜落死亡災害は、建設業では9月末までに既に3件（昨年同時期1件）発生しています。また、昨年は10月から年末までに4件もの墜落死亡災害が発生しています。これから年末に向けて何かと慌しくなり、さらに、寒冷や降雪等の厳しい季節的な条件が加わり一段と労働災害の発生しやすい状況になること等から、元請事業者の統括安全管理と関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本に、今一度「**墜落災害防止対策のポイント**」について点検し、より一層の労働災害防止対策に取り組みましょう。

墜落災害防止重点事項

- 1 元請事業者による統括安全管理の徹底
- 2 リスクアセスメント等の実施
- 3 安全な作業手順の作成と周知
- 4 手すり等の設置・点検・有効保持
- 5 安全帯の使用の徹底
- 6 関係請負人による安全管理の徹底

墜落災害防止対策のポイント

工事施工前の対策

現場の状況の把握・確認
リスクアセスメント等の実施
安全な作業計画・作業手順書の作成

工事施工現場での対策

安全な作業計画・作業手順の確認・周知徹底
手すり等の設置
(手すり等の設置ができない場合には、)親網の設置

作業直前の対策

作業に応じたKY活動の励行
手すり等の点検
(手すり等の設置ができない場合には、)親網の点検と安全帯使用の徹底

作業中の対策

手すり等の有効保持の監視
(手すり等の設置ができない場合には、)安全帯の使用状況の監視・指導

全員参加でリスクの低減！
年末・年始を「笑顔」で

危険性又は有害性等を調査（リスクアセスメント）し、その結果に基づき、措置を適切に実施することが必要です。